

EU、日本企業に追加開示等を 義務付け

制度調査部
齋藤 純

EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト

【要約】

CESR(欧州証券規制委員会)は、2007年以降、日本企業がEUで行う資金調達において、日本の会計基準に基づき作成した財務諸表を使用する場合には、補完計算書の作成や追加開示を義務付けることとする内容の意見書を公表した。

2005年4月に公表された意見書(案)から大きな変更はない。意見書が、日本の会計基準と国際会計基準との差異のうち、特に影響が大きいと指摘しているのは、わが国の企業結合会計では持分プーリング法の適用が容認されている点などの3点である。この3点については、補完計算書の作成が必要と指摘している。

意見書の内容は、EC(欧州委員会)が最終採択(2005年12月末までに行われる予定)をもって確定するが、今回の意見書の公表により、EUで資金調達を行うわが国企業にとって新たな負担が発生することがほぼ確実となった。

2005年7月5日、CESR(欧州証券規制委員会)¹は、EUで資金調達を行うEU域外企業が日本の会計基準に基づき作成した財務諸表を使用する場合には、補完計算書(Supplementary Statements)の作成や追加開示(Additional Disclosures)を必要とする意見書を公表した。4月27日に公表された意見書(案)をベースに、その後の公聴会の内容などを踏まえ確定させたものである。

意見書は、日本の会計基準とIAS/IFRS(国際会計基準/国際財務報告基準)とは「総じて同等である」と結論付けており、日本基準で作成した財務諸表をIAS/IFRSに基づき修正・再表示するという最悪の事態は回避されることとなりそうである²。しかし、多くの項目で補完計算書の作成又は追加開示が必要とされているため、2007年以降、EUで資金調達を行う日本企業にとって新たな負担が発生することはほぼ確実となった。

また、今回の意見書は、日本の会計基準とともに、米国基準及びカナダ基準も評価の対象としている。米国基準及びカナダ基準も、わが国の会計基準と同様に、補完計算書の作成又は追加開示が必要とされているため、米国基準に準拠しつつEUで資金調達を行う日本企業であっても、補完計算書の作成等が必要となる。このため、EUで資金調達を行う日本企業は、意見書が要求する補完計算書の作成等のほか、IAS/IFRSの採用、場合によってはEU市場からの撤退など、何らかの対応を迫られることとなる。

¹ Committee of European Securities Regulators. EUの証券監督当局間の連携向上や、証券分野の規制に関する実施規則の策定等の際に助言機関としてEC(欧州委員会)の補助などを行う。

² CESRが同等性評価を開始するにあたって、2005年2月3日にコンセプト・ペーパー(同等性評価を進めていく上での考え方をとりまとめたもの)を公表している。この中では、日本の会計基準をはじめとする第三国会計基準がIAS/IFRSと同等と認められる場合には調整不要、両者の差異が大きく同等と認められなかった場合にはIAS/IFRSに基づき修正・再表示が必要となる旨が明らかにされていた。

また、同等・非同等の中間的な場合に採りうる是正措置としては、追加開示(Additional Disclosures)、調整計算書(Statement of Reconciliation)の作成、補完計算書(Supplementary Statements)の作成が挙げられていた。

意見書が指摘する日本基準と IAS/IFRS との相違点

日本の会計基準と IAS/IFRS との差異のうち、CESR が特に影響が重大であるとして補完計算書の作成・開示を求めているのは、次の3点である。意見書(案)から内容に大きな変更はない。

- ・企業結合の会計処理として持分プーリング法の適用が容認される点
- ・連結の範囲の判定において、一定の特定目的会社に対しては例外的な取扱いがなされている点
- ・連結財務諸表を作成する際に、親子会社間の会計方針の統一が求められず、外国子会社の会計処理を所在地国の会計基準に従って行うことが容認される点

また、仮に IAS/IFRS により会計処理を行ったとした場合の影響に関する開示が必要となる、“Disclosure B(意見書(案)での Disclosure C³⁾” に割り当てられたのは、次の10項目である。

- [企業結合会計]
 - ・企業結合により生じる負ののれんが負債に計上され、20年間で定期的に償却される点
 - ・企業結合において、取得の対価として発行される株式の価格が、企業結合の合意公表日前の一定期間の市場価格に基づいて決定される点
 - ・企業結合においてパーチェス法が適用される場合、研究開発費等に配分された額は費用処理される点
- [ストック・オプション会計]
 - ・ストック・オプションが付与された場合、費用計上されない点(現行の会計処理の場合⁴⁾)
- [棚卸資産]
 - ・棚卸資産の期末評価として、原価法と低価法の選択が認められている点
 - ・後入れ先出し法(LIFO)の使用が可能とされている点
- [固定資産の減損会計]
 - ・減損損失の計上に至るまでに2段階のアプローチを採用している点(減損の有無を、割引前キャッシュ・フローと帳簿価額との比較により判定することとしている点)
- [研究開発費]
 - ・研究開発費が発生時に費用処理され、詳細な開示が求められていない点
- [関連会社の会計]
 - ・関連会社の会計処理が必ずしも統一されない点
- [農業会計]
 - ・農業に関する特定の会計基準が存在しない点

日本基準と IAS/IFRS の主要な差異の1つと考えられていたリース会計に関しては、現行基準においても必要な情報は注記で明らかにされていることから、重大な差異とは位置付けられていない。

³ 意見書(案)では、日本基準により作成された財務諸表に対して、補完計算書の作成のほか、3つのカテゴリー(Disclosure A・B・C)に分けて追加開示が求められていた。意見書では、追加開示のカテゴリーが、Disclosure A・Bの2つとされている(Disclosure A・Bが1つに統合されている)。

⁴ 現在、ASBJでは「ストック・オプション等に関する会計基準」が検討されている。CESRの意見書では、「ストック・オプション等に関する会計基準」が適用されれば、ストック・オプションの会計処理に関して日本基準とIAS/IFRSとの間にいくつかの差異は残るものの、重大な差異は解消されるとしている。もっとも、「ストック・オプション等に関する会計基準」によっても、ストック・オプションの付与から生じる費用の根拠に関して情報が開示されないため、Disclosure Aによる追加開示が必要になるとしている。

意見書が求める是正措置の種類

意見書では、日本の会計基準により作成された財務諸表に対して、補完計算書の作成又は追加開示（差異の内容に応じて、Disclosure A・B に区分）を求めているが、その概要は、下表の通りである。

図表 1 日本基準により作成された財務諸表に求められる是正措置の概要

是正措置のレベル		求められる是正措置	該当項目数
補完報告書 (Supplementary statement)		収益又は費用の測定及び認識に関する差異が複雑又は数が多い場合や、開示が必要とされる特定の報告書が開示されていない場合に、作成が求められる報告書。 要約損益計算書及び要約貸借対照表を作成し、可能であれば、要約キャッシュ・フロー計算書も作成。	3 項目
追加開示	Disclosure A 1	各国の会計基準による開示を補完するための追加的開示。次のような点についての定性的又は定量的な記載が必要となる。 ・各国の会計基準で規定されている会計処理の説明 ・各国の会計基準では開示が求められていない資産の公正価値 ・取引等の測定・認識において使用されている、会計上の見積り、評価方法、及び経済データ等の前提条件	16 項目
	Disclosure B	IAS/IFRS に基づいて会計処理した場合の影響についての定量的な開示。	10 項目

1 Disclosure A 及は、主に、収益又は費用の認識・測定に関する原則が、IAS/IFRS に類似しており、発生する差異が小さいケースが該当する。

2 上記の他、中間財務諸表及び四半期財務諸表に関しては、今後の動向等も踏まえ、更なる検討が必要とされている。

なぜ IAS/IFRS と日本の会計基準の比較を行うのか？

EU では、2005 年 1 月から、EU 域内企業に IAS/IFRS による財務諸表の作成を義務付けている。2007 年以降は、その対象を EU 域外企業にも拡大する予定となっており、その場合、EU 域外企業は、IAS/IFRS に準拠して財務諸表を作成するか、もしくは“IAS/IFRS と同等と認められる会計基準”に基づき財務諸表を作成しなければならないこととされている。つまり、日本企業にとっては、日本の会計基準が IAS/IFRS と同等と認められれば、日本基準により作成した財務諸表を EU でそのまま使用できることとなる。

そこで EU では、第三国の会計基準が IAS/IFRS と同等と認められるかについて検討(第三国会計基準の同等性評価)を進めており、当面、日本、米国及びカナダの 3 ヶ国の会計基準を対象に、同等性評価が行われている⁵。

日米加の会計基準と IAS/IFRS の同等性については、最終的には EC(欧州委員会)が決定することとなっている。しかし、EC では、2004 年 6 月 25 日、日本、米国及びカナダの会計基準の同等性評価を行うための判断材料として、CESR に技術的助言を行うよう要請した。今回公表された意見書は CESR から EC に対する技術的助言にあたる。

⁵ 第三国会計基準の同等性評価に関しては、次の制度調査部情報を参照。

- ・ 齋藤 純「日本の会計基準は国際会計基準と同等か？ EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト」(2004.11.18)
- ・ 齋藤 純「会計基準の同等性評価への金融庁等のコメント EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト」(2005.1.5)
- ・ 齋藤 純「EU：日本基準による財務諸表に追加開示を求める EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト」(2005.5.9)

今後のスケジュール

今回、CESR から意見書(技術的助言)の提出を受けた EC では、CESR の意見書の内容に基づき、2005 年 12 月末までに、日米加の会計基準の取扱いについて最終決定を行う。

図表 2 同等性評価に関する経緯と今後のスケジュール

2004 年 6 月 25 日	EC(欧州委員会)が、CESR(欧州証券規制委員会)に対し、第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性評価に関して技術的助言を要請。
10 月 21 日	CESR、第三国 GAAP の同等性評価を行うにあたって、基本的な考え方をまとめたコンセプト・ペーパー案を公表。
12 月 22 日	CESR のコンセプト・ペーパー案に対するパブリック・コメントの締切り。
2005 年 1 月	EU 上場企業(外国企業等を除く)の財務諸表作成に IAS/IFRS の適用を義務化。
2 月 3 日	CESR、コンセプト・ペーパーの確定版を公表。
4 月 27 日	CESR、EC に対する意見書案(技術的助言案)をとりまとめ。
5 月 27 日	意見書案(技術的助言案)に対するパブリック・コメントを募集。
7 月 5 日	CESR、第三国 GAAP の同等性評価に係る EC への意見書(技術的助言)を公表。
12 月末	EC が、第三国 GAAP の同等性に関して最終決定。
2007 年 1 月	EU に上場する EU 域外企業の財務諸表作成に、IAS/IFRS 又はそれと同等の会計基準の適用を義務化。